

2020年4月24日

## サッポロホールディングス株式会社とサッポロビール株式会社との 吸収分割に関する事項

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号  
サッポロホールディングス株式会社  
代表取締役 尾賀 真城

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号  
サッポロビール株式会社  
代表取締役 高島 英也

サッポロホールディングス株式会社（以下「吸収分割会社」という）とサッポロビール株式会社（以下「吸収分割承継会社」という）は、2020年2月13日に締結された吸収分割契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社の北米酒類事業に関する権利義務の一部を承継させる吸収分割（以下「本分割」という）を行いました。

つきましては、本分割に関する事項を記載した書面を各当事会社の本店に備え置くことといたします。

### 記

#### 1. 本分割が効力を生じた日

2020年4月1日

#### 2. 吸収分割会社における手続の経過

##### (1) 吸収分割差止請求手続

会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

##### (2) 株式買取請求手続

簡易吸収分割に該当するため株主に株式買取請求権がなく、該当ありません。

##### (3) 新株予約権買取請求手続

吸収分割会社の発行する新株予約権について、新株予約権者は本分割に際して買取請求権を有しておらず、該当ありません。

##### (4) 債権者保護手続

吸収分割会社は、本分割に際して、何らの債務も吸収分割承継会社に承継しないため、該当ありません。

#### 3. 吸収分割承継会社における手続の経過

##### (1) 吸収分割差止請求手続き

会社法796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求手続

会社法797条第1項の規定による吸収分割承継会社株式の買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者保護手続

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年2月27日に債権者に対し、本分割に関する異議申述の公告を官報及び日刊工業新聞に掲載いたしました。が、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である2020年4月1日をもって、吸収分割会社から吸収分割契約書に記載された北米酒類事業に関する権利義務の一部を承継しました。別紙1の吸収分割契約書をご参照下さい。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2020年4月24日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

特にありません。

以上

## 吸収分割契約書

サッポロホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とサッポロビール株式会社（以下「乙」という。）は、甲が北米酒類事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（分割当事者）

本件分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は次のとおりである。

#### （1）吸収分割会社（甲）

商号 サッポロホールディングス株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号

#### （2）吸収分割承継会社（乙）

商号 サッポロビール株式会社

住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 1 号

### 第 2 条（乙が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

- 乙は、効力発生日（以下に定義する。）において、甲より、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産を承継する。
- 乙は、本件分割に際し、甲より、債務を一切承継しない。
- 乙は、本件分割に際し、甲より、甲と甲の従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務を承継しない。

### 第 3 条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対して、金銭等の交付を行わない。

### 第 4 条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件分割に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

### 第 5 条（本件分割に係る手続）

- 甲は会社法第 784 条第 2 項に基づき、乙は同法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を受けずに本件分割を行う。
- 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。
- 乙が承継する財産の権利移転に関して、登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。

第6条（分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業）

甲は、本件分割がその効力を発生した後において、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

第8条（本件分割の条件の変更及び本件分割の中止）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がこれを保有し、甲にその写しを交付する。

2020年 2月 13日

甲 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号  
サッポロホールディングス株式会社  
代表取締役 尾賀 真城

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号  
サッポロビール株式会社  
代表取締役 高島 英也

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

会社名	会社住所	株式数
Sapporo Canada Inc.	551 Clair Road West, Guelph, Ontario, N1L 1E9, CANADA	298,999,999 株
Sapporo U.S.A., Inc.	303 S Broadway Suite G40, Tarrytown, NY 10591-5402	270 株